

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第52号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年岩手県規則第59号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																
<p>別表第1（第6条関係）</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 応急仮設住宅</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、<u>2,621,000円</u>以内とする。</p> <p>ウ～キ [略]</p> <p>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>（1） 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり<u>1,080円</u>以内とする。</p> <p>エ [略]</p> <p>（2） [略]</p> <p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。</p> <p>ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>期間</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上の世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>[略]</td> <td>円 18,300</td> <td>円 23,500</td> <td>円 34,600</td> <td>円 41,500</td> <td>円 52,600</td> <td>5人を超える者1人ごとに7,700円を52,600円に加算した額</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>[略]</td> <td>30,200</td> <td>39,200</td> <td>54,600</td> <td>63,800</td> <td>80,300</td> <td>5人を超える者1人ごとに11,000円を80,300円に加算</td> </tr> </tbody> </table>	季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯	夏季	[略]	円 18,300	円 23,500	円 34,600	円 41,500	円 52,600	5人を超える者1人ごとに7,700円を52,600円に加算した額	冬季	[略]	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	5人を超える者1人ごとに11,000円を80,300円に加算	<p>別表第1（第6条関係）</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 応急仮設住宅</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、<u>2,660,000円</u>以内とする。</p> <p>ウ～キ [略]</p> <p>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>（1） 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり<u>1,110円</u>以内とする。</p> <p>エ [略]</p> <p>（2） [略]</p> <p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。</p> <p>ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>期間</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上の世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>[略]</td> <td>円 18,400</td> <td>円 23,700</td> <td>円 34,900</td> <td>円 41,800</td> <td>円 53,000</td> <td>5人を超える者1人ごとに7,800円を53,000円に加算した額</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>[略]</td> <td>30,400</td> <td>39,500</td> <td>55,000</td> <td>64,300</td> <td>80,900</td> <td>5人を超える者1人ごとに11,100円を80,900円に加算</td> </tr> </tbody> </table>	季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯	夏季	[略]	円 18,400	円 23,700	円 34,900	円 41,800	円 53,000	5人を超える者1人ごとに7,800円を53,000円に加算した額	冬季	[略]	30,400	39,500	55,000	64,300	80,900	5人を超える者1人ごとに11,100円を80,900円に加算
季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯																																										
夏季	[略]	円 18,300	円 23,500	円 34,600	円 41,500	円 52,600	5人を超える者1人ごとに7,700円を52,600円に加算した額																																										
冬季	[略]	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	5人を超える者1人ごとに11,000円を80,300円に加算																																										
季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯																																										
夏季	[略]	円 18,400	円 23,700	円 34,900	円 41,800	円 53,000	5人を超える者1人ごとに7,800円を53,000円に加算した額																																										
冬季	[略]	30,400	39,500	55,000	64,300	80,900	5人を超える者1人ごとに11,100円を80,900円に加算																																										

							した額
--	--	--	--	--	--	--	-----

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季	[略]	円 [略]	円 8,000	円 12,000	円 14,600	円 18,500	5人を超える者1人ごとに2,600円を18,500円に加算した額
冬季	[略]	9,700	12,600	17,900	21,200	26,800	5人を超える者1人ごとに3,500円を26,800円に加算した額

(4) [略]

4・5 [略]

6 被災した住宅の応急修理

(1) [略]

(2) 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行い、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり567,000円以内とする。

(3) [略]

7 [略]

8 学用品の給与

(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制及び通信制を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

(2) [略]

(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。

ア [略]

イ 文房具費及び通学用品費

							した額
--	--	--	--	--	--	--	-----

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季	[略]	円 [略]	円 8,100	円 12,100	円 14,700	円 18,600	5人を超える者1人ごとに2,600円を18,600円に加算した額
冬季	[略]	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	5人を超える者1人ごとに3,500円を27,000円に加算した額

(4) [略]

4・5 [略]

6 被災した住宅の応急修理

(1) [略]

(2) 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行い、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり576,000円以内とする。

(3) [略]

7 [略]

8 学用品の給与

(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制及び通信制を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

(2) [略]

(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。

ア [略]

イ 文房具費及び通学用品費

<p>(ア) 小学校児童 1人当たり <u>4,200円</u></p> <p>(イ) 中学校生徒 1人当たり <u>4,500円</u></p> <p>(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり <u>4,900円</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>9 埋葬</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人 <u>208,700円</u>以内、小人<u>167,000円</u>以内とする。</p> <p>(4) [略]</p> <p>10・11 [略]</p> <p>12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり<u>134,300円</u>以内とする。</p> <p>(3) [略]</p> <p>13 [略]</p> <p>別表第2（第14条関係）</p> <p>1 政令第4条第1号から第4号までに規定する者</p> <p>(1) 日当</p> <p>ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり <u>21,200円</u>以内</p> <p>イ～エ [略]</p> <p>オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり <u>16,300円</u>以内</p> <p>カ 大工、左官及びとび職 1人1日当たり <u>23,200円</u>以内</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(ア) 小学校児童 1人当たり <u>4,300円</u></p> <p>(イ) 中学校生徒 1人当たり <u>4,600円</u></p> <p>(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり <u>5,000円</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>9 埋葬</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人 <u>210,400円</u>以内、小人<u>168,300円</u>以内とする。</p> <p>(4) [略]</p> <p>10・11 [略]</p> <p>12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり<u>134,800円</u>以内とする。</p> <p>(3) [略]</p> <p>13 [略]</p> <p>別表第2（第14条関係）</p> <p>1 政令第4条第1号から第4号までに規定する者</p> <p>(1) 日当</p> <p>ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり <u>21,300円</u>以内</p> <p>イ～エ [略]</p> <p>オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり <u>16,200円</u>以内</p> <p>カ 大工、左官及びとび職 1人1日当たり <u>24,900円</u>以内</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	
<p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定（別表第2の1(1)オの規定を除く。）は、平成28年4月1日から適用する。</p>	